

<審議の概要>

(※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。)

(開 会)

【会長】： それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第2回福岡市都市計画審議会を始めさせていただきます。

それでは、まず、本日の出席者数について、事務局からの報告をお願いいたします。

【都市計画課長】： 事務局でございます。本日、遅れておられる方が1人おられますが、23名のご出席でございます。審議会条例に基づきまして、総数の2分の1以上に達しておりますので、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

【会長】： ありがとうございます。

次に、会議録の関係でございます。前回、平成26年度第1回の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付しておりましたところ、会長、署名委員の確認の上で会議録として確定いたしましたので、ご報告いたします。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項の規定に基づきまして、1号委員から、●●委員、2号委員から●●委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除きまして公開するものとなっております。委員の名前を省いた形で市のホームページに掲載をいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の議案といたしましては、「公園の変更」につきまして、市長から諮問がございましたので、ご審議をお願いいたします。

それでは、本日の資料につきまして、事務局のご説明をいただきます。

【都市計画課長】： 事務局でございます。本日お配りしております資料につきましてご説明申し上げます。

まず、A4の1枚物の資料といたしまして、「会議次第」、「委員の名簿」、「座席表」、「都市計画案の縦覧結果について」、「都市計画審議会条例」、「条例の施行規則」、「運営要綱」でございます。

冊子といたしまして、「議案書」、「議案参考資料」でございます。

以上、資料をお配りしておりますが、よろしいでしょうか。不足はございま

せんでしょうか。

【会長】： それでは、議案審議に入ります。

議案第2号「公園の変更」について、事務局からのご説明をお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【みどり政策課長】： 議案第2号「福岡都市計画公園の変更（福岡市決定）」についてご説明させていただきます。

資料につきましては、お手元の議案書と参考資料にてご説明いたします。また、前方のスクリーンでも画像を写しますので、あわせてご覧ください。

まず、議案書の1ページをお願いします。

本日お諮りします都市計画公園の変更につきましては、舞鶴公園ほか2公園の計3公園の変更でございます。

変更理由ですが、舞鶴公園につきましては、セントラルパーク構想の実現を図るため、麦野公園及び下山門北公園につきましては、都市施設として公園を適正に配置し、より良好な整備を図るため、本案のとおり変更することとしております。

次に、議案書の2ページをお願いいたします。

変更する3公園の位置図でございます。議案書の3ページから5ページにかけましては、変更する3公園の計画図を添付しておりますが、それぞれの計画内容等につきましては、参考資料にてご説明いたします。

参考資料の1ページをお願いいたします。

上段の表には、各公園の種別、名称、位置、面積を記載しております。詳細は後ほど2ページ以降でご説明いたします。

1ページの下段には、参考として総括表を記載しております。今回の変更により、面積が4.54ha増加し、1,198.09haとなります。

なお、今回は区域の変更のみでありますことから、箇所数の増減はございません。

続きまして、参考資料の2ページから3ページまでが舞鶴公園の変更に関する資料でございます。

2ページは新旧対照図をお付けしておりますが、3ページの資料にてまとめてご説明させていただきます。

まず、舞鶴公園の位置ですが、前方のスクリーンには参考としまして、当公園の位置図と航空写真を写しております。本公園は福岡市の中心地である天神から西へ約1kmに位置し、都心部に近接しながら広大で緑豊かな空間を有しており、福岡を代表する公園となっております。

参考資料の3ページをお願いいたします。

左側中段に本公園の現況図を記載しておりますのでご覧ください。赤く着色

しているところが、現在の舞鶴公園の区域となっております。また、本公園の外側のオレンジの点線で囲われた区域が、昭和32年に国の史跡に指定された福岡城跡の区域でございます。

なお、福岡城は1607年に黒田長政によって築城されております。

さらに、緑色の点線で囲われた区域が、昭和62年に遺構が発見され、平成16年に国の史跡に指定された鴻臚館跡の区域でございます。

なお、鴻臚館につきましては、7世紀後半から11世紀前半まで、我が国の対外交流の窓口として出入国管理や迎賓、交流や防衛などの役割を担った施設でございます。

次に、変更理由につきまして、ご説明いたします。

舞鶴公園は、昭和23年に都市計画決定された総合公園でございます。本公園におきましては、大濠公園とともに一体的な活用を図るセントラルパーク構想を平成26年6月に策定したところであり、県民・市民の憩いの場として、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となるような公園を目指すこととしております。

また、当該地におきましては、戦後の復興の動きの中で、高等裁判所や学校、住宅などの施設が立地しており、これらの施設につきましては、城外移転を具体化しながら公園づくりを進めているところでございます。

今回、セントラルパーク構想の策定を受け、速やかに構想の実現を図るとともに、将来にわたって担保するため、公園区域を変更するものでございます。

次に、都市計画案の概要でございますが、種別、名称、位置は記載のとおりで、面積は、その右の図で赤く着色しております部分の約4.5haが増加し、合計約46.9haとなるものでございます。

次に、ページ左下の都市計画のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

ここで、先ほど変更理由のところの説明しましたセントラルパーク構想につきまして、ご説明させていただきます。

参考資料の3ページの右側をご覧ください。

セントラルパーク構想につきましては、福岡県と福岡市の総合計画などの上位計画に基づき、平成3年に策定しました舞鶴城址将来構想を踏まえ、福岡城跡や鴻臚館跡などの史跡の計画と整合を図りながら、舞鶴公園と大濠公園の一体的な活用を実現するための全体構想としております。

また、対象範囲につきましては、大濠公園、舞鶴公園及びその周辺としております。

基本理念につきましては、福岡を代表する2つの公園が一体化することで、時・まち・人をつなぎ、福岡の都市と文化を物語る場所となることを目指して、『時をわたり、人をつなごう ～未来へつながる福岡のシンボルへ～』といたしております。

本構想では、空間をつなぐ、時をたどる、にぎわいをつくる、みんなで育てるという4つの基本的な方向性を掲げており、それぞれの方向性ごとの方針に

沿って整備を進めることとしております。

空間をつなぐ方針につきましては、両公園の有機的な連携と一体的な活用や、諸施設の移転等の推進などに取り組むこととしております。

時をたどる方針につきましては、歴史の重層性が表現できる福岡城跡・鴻臚館跡の復元整備と公開・活用などに取り組むこととしております。

にぎわいをつくる方針につきましては、来園者が集い憩える機能の充実などに取り組むこととしております。

みんなで育てる方針につきましては、市民・企業などの参加推進や管理運営の充実などに取り組むこととしております。

なお、整備の方針において、今回区域を追加する部分と関連する部分に下線を引いております。その下には、おおむね15年後の2030年頃の構想図を記載しております。舞鶴中学校跡地につきましては、福岡城を望め、様々なイベントや活動で使える大規模な広場空間としての整備を予定しております。また、福岡高等裁判所につきましては、福岡城の上之橋御門としてのエントランス機能の強化や災害時の避難場所となる広場空間、暫定駐車場としての整備を予定しております。

その下の構想の展開イメージでございますが、都市計画の変更を行った後、施設の移転を順次進めるとともに、記載のような様々な取り組みを実施しながら、構想の実現を図っていきたいと考えております。

続きまして、参考資料の4ページから5ページまでが麦野公園の変更に関する資料でございます。

4ページは新旧対照図をお付けしておりますが、5ページの資料にてまとめてご説明させていただきます。

まず、麦野公園の位置でございますが、前方のスクリーンをご覧ください。

麦野公園は、福岡市の中心地である天神から南東へ約7.5km、西鉄雑餉隈駅より西へ約300mに位置する街区公園でございます。

参考資料5ページをお願いします。

変更理由でございますが、現在の麦野公園の区域は、黄色で着色している区域でございます。本公園は、昭和40年に都市計画決定され、設置後約50年が経過し、老朽化し、再整備の時期を迎えている街区公園であり、アクセスする道路と高低差があることから、防犯面やバリアフリー上の課題を抱えております。

ページ右側の現地写真をご覧ください。Aは公園内の現況写真、Bは隣接する道路から公園を見た現況写真でございます。

このたび、西鉄天神大牟田線連続立体交差事業に係る博多駅春日原線（麦野跨線橋）の平面化工事に伴う仮設道路の整備が、本公園に抵触するため、公園の再整備が必要となります。

この機会を捉え、仮設道路に抵触する隣接地と土地を交換し、本公園が抱えている課題の解決を図るため、公園区域を変更するものでございます。

公園整備の考え方でございますが、昨今、多くの都市公園が施設の更新時期を迎える中、公園を取り巻く社会環境の変化や多様な市民ニーズを捉え、見通

しの確保やバリアフリー化等を図り、安全・安心に資する公園づくりを進めているところでございます

関連事業であります西鉄天神大牟田線連続立体交差事業に伴う博多駅春日原線、麦野跨線橋の平面化工事につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ページ右側の都市計画案の概要でございますが、種別、名称、位置、面積は記載のとおりでございます。

資料の右の図をご覧ください。黄色に着色している現在の区域を赤く着色している区域へ変更するものでございます。

なお、その下に公園と隣接する道路の関係を示す横断図を記載しております。横断図の上段X-X'が変更後の区域の横断図で、下段Y-Y'が現在の区域の横断図でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の審議会でご承認いただきましたら、9月に変更の告示を行った後、公園施設を撤去し、連続立体交差事業が完了した後、新たな公園区域において公園整備を行う予定でございます。

続きまして、参考資料の6ページから7ページまでが下山門北公園の変更に係る資料でございます。

6ページは新旧対照図をお付けしておりますが、7ページの資料にてまとめてご説明させていただきます。

まず、下山門北公園の位置でございますが、前方のスクリーンをご覧ください。

下山門北公園は、福岡市の中心地である天神から西へ約8.5km、下山門駅から南東へ約500m、姪浜駅から南西へ約1.4kmの十郎川沿いに位置する街区公園でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

変更理由でございますが、下山門北公園は、昭和50年に都市計画決定され、設置後約30年が経過し、老朽化し、再整備の時期を迎えている街区公園であり、接する道路に歩道がなく、カーブ形状で見通しが悪いため、交通事故も発生するなどアクセス環境に課題を抱えております。

今回、再整備の時期を捉え、アクセス環境の改善を図り、公園が抱えている課題の解決を図るため、公園区域を変更するものでございます。

公園整備の考え方でございますが、麦野公園と同様に、現在、公園の再整備にあたっては、市民ニーズに対応し、見通しの確保やバリアフリー化等を図り、安全・安心に資する公園づくりを基本方針としております。

次に、都市計画案の概要でございますが、種別及び名称、位置は記載のとおりでございます。

右の図をご覧ください。黄色に着色している現在の公園区域を赤く着色している区域へ変更いたします。面積は0.04ha増加し、約0.15haになります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の審議会でご承認をいただきましたら、9月に変更の告示を行った後、移転先の用地買収を進め、その後、測量、設計、公園整備を行う予定であります。

以上で議案第2号 福岡都市計画公園の変更（福岡市決定）につきまして、ご説明を終わらせていただきます。

続きまして、都市計画案の縦覧結果について、ご報告させていただきます。

都市計画法第17条第1項に基づき、7月3日から7月17日まで都市計画案の縦覧を行いましたところ、縦覧者は6名で意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（諮問事項に関する質疑・意見等）

【会長】： ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

【委員】： まず、舞鶴公園についてですが、中学校跡地を移転して広場にするのは別に反対というわけではないのですが、この公園の今後のあり方をお尋ねしたい。大濠公園の南側には植栽を含め自然に生えた木が多く繁っていますが、今回の公園整備で市民も使えるような空間をつくる過程において、この緑地の整備のあり方をどのように考えていますか。

【みどり政策課長】： 大濠公園と舞鶴公園の間にある土塁につきましては、基本的に保全する形で、現在ある園路を生かしながら、舞鶴公園と大濠公園の一体化を図っていきたいと考えております。

また、その周辺にあります樹木につきましても、安心・安全の視点を持ちつつ、樹木が備えている景観、あるいは生物多様性の視点等を配慮しながら、適正な密度の管理等を行っていきたいと考えております。

【委員】： 都心部にある非常に貴重な空間ですから、史跡とともに緑地を整備することは非常に重要ですし、これが福岡市の魅力になり、目的とするにぎわいのもとになると思います。美術館や鴻臚館等があり、これらをつなぐ一つのみちを緑でイメージできるよう、人為的なものをできるだけ抑制して整備を進めていただきたい。

というのも、見通しが悪い等という理由でかなり伐採されたりしてしまっていて、確かに必要な部分の伐採はあるかもしれませんが、どうも過剰に管理しているのではないかと思います。人為的ではなく、自然に生えたものが、無造作に切られている。人為的な公園管理だけではなくて、自然にある生態を保全しながら、うまく管理する必要があるのではないかと思います。この周辺を観察されている方たちからは、野鳥や野草等の中には貴重な種があるという話も伺っていますので、そういった方たちの意見も含めてこの整備のあり方を検討していただきたい。これは要望です。

【会長】： ありがとうございます。

【委員】： もう一点言わせてください。

【会長】： どうぞ。

【委員】： 麦野公園についてですが、連続立体交差事業において、仮設道路をつくり、工事完了後に土地を等価交換することなのですが、その仮設道路の跡地はどうなりますか。もし、市が買い取るのであれば、緑地として整備することはできるのでしょうか。

【雑餉隈連続立体交差課長】：

仮設道路は借地の予定でございますので、仮設道路が必要なくなった後は各地権者様にお返しすることになります。

【委員】： そうしますと、必要な面積については一時借り受けをして、また元に戻すということですから、公園も等価交換した部分以外に特段増えないということですね。

私の質問は終わります。

【会長】： ありがとうございます。そのほかにご質問やご意見がございましたら、よろしくお願いいいたします。

【委員】： まず、舞鶴公園の関係ですけれども、参考資料の3ページのところで、セントラルパーク構想について、大濠公園と舞鶴公園とその周りとおっしゃったのですけれども、その周りという意味はどういうことでしょうか。

【みどり政策課長】： 大濠公園と舞鶴公園とその周りを対象にしているとお話しさせていただきましたが、具体的に何か整備を図るというものではございません。やはり都心部にこれだけ貴重な大規模な公園がございますので、その周辺の民有地につきましても、緑のつながり、あるいは機能の連携等も配慮する必要があるということから、今後の街並みの誘導等も考え、対象の区域とさせていただきます。

【会長】： よろしいですか。特に意図があったわけではないようでございます。

【委員】： 参考資料3ページ左下の別図の枠が舞鶴公園の区域、それから左上の図の青色が県の大濠公園の区域ですね。それらの周りにも何らかの影響を及ぼしていくというのが、セントラルパーク構想の中身なのですか。

【みどり政策課長】： 公園の区域としましては、参考資料3ページの別図にあります枠

の中でございますが、セントラルパーク構想の範囲としましては、これだけ大規模の緑地空間がございますので、やはり周辺の地域にも様々な波及があると考えられ、民有地の緑化の推進等も図られれば、都心部における豊かな緑の空間が生まれることから、周辺の民有地もセントラルパーク構想の対象の範囲ということで位置づけさせていただいております。

【委員】： 参考資料3ページの右下、構想の展開イメージについて、今回はこの公園区域内に、舞鶴中学校と裁判所の跡地を入れるということですが、今後、セントラルパークが出来るまでに、都市計画審議会の付議案件は、他にも出てくるのでしょうか。

【みどり政策課長】： 史跡の区域と今回指定させていただきます舞鶴公園の区域が同じになり、当面はこの区域の整備を推進させていただきますので、都市計画審議会の付議案件が出てくることはないと考えております。

【委員】： 当面はわかったのですが、公園づくりに関して、今後まだ都市計画としてこれを整備しないといけないというようなものの計画が、今のところないということですか。あとは公園内の事業をするだけで、都市計画審議会にかけることはないということですか。

【みどり政策課長】： そのとおりでございます。

【委員】： セントラルパーク構想については、県の大濠公園との関係において、県のほうで都市計画審議会にかけるものが出てくるのか、また今後のセントラルパーク構想について県との話し合いはどのような状況か、スムーズにいつているかをお尋ねします。

【みどり政策課長】： まず、大濠公園の変更につきまして、県からは変更する予定がないと聞いております。

また、県とどういう関係で今進めているかというお話ですが、県と一緒に連携組織をつくりながらセントラルパーク構想実現に向けて進めているところでございまして、今年度、セントラルパークの基本計画に着手する予定にしております。この計画につきましては、県と市が一体になった事務局をつくり、その中で計画を検討していきたいと考えております。

なお、基本計画につきましては、今年度から来年度にかけて策定を予定しております。

【委員】： セントラルパークは、広大なミュージアム空間であり、歴史をきちんと後世に伝えるという大事な場所でもあります。

福岡城について、史実に基づかないものをつくるというようなことがあつ

ては、福岡市全体がどうなっているんだということになりかねませんので、そういうものではなく、史実に基づいて整備を行い、多くの方に安心して見ていただける、そして、たくさんの方に来ていただき、鴻臚館からの歴史を楽しんでいただけるような、そういう場所にすべきだということを要望しておきます。

それから、麦野公園についてですが、等価交換ということですか。また、下山門北公園については、等価交換ではなく用地買収ということですか。

【みどり政策課長】： 麦野公園につきましては、隣地と等価交換したいと考えております

また、下山門北公園につきましては、現在の公園を売却する予定にしておりまして、売却益を財源としまして、新たな公園区域を買収したいと考えております。

【委員】： どちらの公園もですが、地域の方からの意見について、いい場所があれば代えてほしいというような要望等ありましたか。

【みどり政策課長】： 両公園とも地域からのご要望をいただいております。まず、麦野公園につきましては、三筑校区の自治協議会から、現在見通しが悪く防犯上の問題もありますことから、安全・安心の観点から場所の移転も含めて検討をしてほしいという要望書をいただいております。

また、下山門北公園につきましても、同じように課題を抱えておりますので、移転も含めて検討をしてほしいという要望書をいただいております。

【会長】： ありがとうございます。そのほかに、ご質問やご意見はございますか。

【委員】： 舞鶴公園の変更についてですが、セントラルパーク構想がいつ、どこで出され、そして、今回の舞鶴公園の変更に至ったか。このタイミングやプロセスを確認させてください。

【みどり政策課長】： セントラルパーク構想につきましては、平成25年度から構想策定に着手しております。平成26年6月に策定を行ったところでございます。その策定を受けまして、今回、都市計画公園の変更の案件を付議させていただいているところでございます。

【委員】： 質問の意図は、説明のときに、県と市の総合計画で打ち出されていたとお聞きしたものですから、それがいつぐらいからできていたのかというところを知りたかったのです。平成26年6月に策定されているというのは、この文面で書かれていますけれども、このタイミングというのは、例えば裁判所が移転するめどがついたからなど、どういうタイミングであったのか、そこまでのプロセスを確認させてください。

【みどり政策課長】： 総合計画につきまして、福岡県の総合計画、あるいは福岡市の総合計画が、それぞれ平成24年に策定されておまして、その上位計画に基づき、セントラルパーク構想の策定を行っております。

また、都市計画決定の変更の時期でございますが、舞鶴中学校につきましては平成26年3月に移転しており、裁判所につきましても六本松地区に移転するということが決まっておりますので、そのようなことを受けまして、今回、変更の案件を付議させていただいているところでございます。

【会長】： ありがとうございます。

【委員】： すみません、もう1点忘れていました。

【会長】： どうぞ。

【委員】： セントラルパーク構想ですが、予算的にはいくらなのですか。

【みどり政策課長】： セントラルパーク構想実現のための事業費につきましては、今年度から基本計画の策定に着手したいと考えておまして、その中で概算事業費を出していきたいと考えております。

【委員】： 公園づくりそのものは私も反対ではないのですが、問題は市民生活にかかわるような分野まで予算が削減されることです。予算の執行は、十分留意をして、無理のない形で整備をしていくべきだと思いますし、県と市が無理なく、市民が合意できる形でセントラルパーク構想を実現していただくことを要望しておきます。

【会長】： ありがとうございます。そのほかに、ご意見やご質問はございますか。

いくつか整備の進め方につきましてご要望が出ましたけれども、その点は、事務局でしっかり受けとめていただくということにいたしまして、それ以外に特にご議論はないように思いましたので、よろしければ原案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでございますか。

(異議なし)

【会長】： それでは、原案とおりの承認ということにさせていただきます。

以上で、議案第2号「公園の変更」についての審議を終わりますが、これ为本日の審議予定は終了でございます。ありがとうございます。

事務局よりご連絡がございましたら、どうぞ。

【都市計画課長】：事務局よりの連絡でございます。

本日は大変ありがとうございました。

次回の平成26年度第3回審議会につきましては、11月下旬頃に開催する予定としております。よろしくお願い申し上げます。

【会長】： それでは、本日の審議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後2時47分)